



大月市

転入子育て世帯家賃助成金制度のご案内



大月市内の民間賃貸住宅を利用する
市外から転入してきた子育て世帯を対象とした
家賃助成金制度を継続しました！

大月市内の民間賃貸住宅を利用する
市外から転入してきた子育て世帯に対し、
月1万円、最長24カ月間を限度に
家賃の助成金を交付します。

【問い合わせ先】

大月市総務部企画財政課

大月市大月2-6-20

電話:0554-23-5011

市内の民間賃貸住宅を利用する転入子育て世帯に、 家賃助成金を交付します。

事業期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日まで（5年間）

助成対象者

次の4つの要件をすべて満たしている者が対象となります。

- ①平成27年4月1日以降、新たに賃貸借契約を締結して大月市に転入し、大月市内の民間賃貸借住宅に入居し、中学3年生以下の者を含む世帯の者。
- ②市税等の滞納がない者。
- ③生活保護法の規定による住宅扶助、その他の公的制度による家賃補助等を受けていない者。
- ④この制度による助成を受けたことがない者。

※本市から転出後、1年に満たない期間内に再度転入した世帯は除く。

助成額

※助成金は予算の範囲内で助成します。予算がなくなり次第終了となりますので、あらかじめご了承ください。

◎月額の家賃から住宅手当を控除した額に2分の1を乗じた額

（月1万円を上限とし、千円未満は切り捨て）

例）家賃月額8万円、住宅手当月1万円の場合

→月額家賃8万円－住宅手当1万円＝7万円

7万円／2＝3万5千円

ただし、上限は月1万円なので、助成額は1万円

助成金の対象期間、請求、交付

- ・助成対象期間は、助成開始月から24カ月を限度とします。
（※助成開始月は、助成金交付決定日からとなります。）
- ・年度をまたぐ場合は、再度申請が必要となります。
- ・助成金の請求及び交付は、原則として年に2回です。

①4月から9月までの分 → 9月1日から9月30日までの間に請求書を市へ提出してください。

②10月から翌年3月までの分 → 翌年の3月1日から3月31日までの間に請求書を市へ提出してください。

交付額及び対象期間の例

※年度をまたぐ場合は、再度申請が必要です。

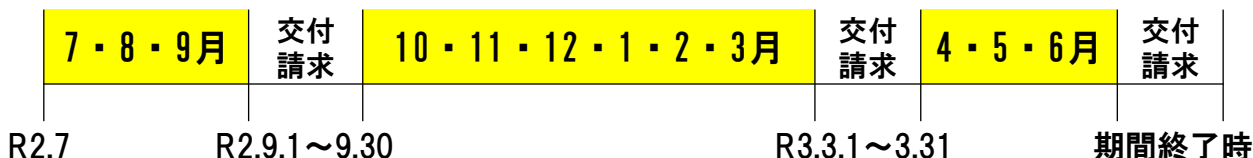
(例1) 助成額1万円で、令和2年4月に入居し、4月中に交付開始となった場合

- ①令和2年9月交付請求時 月額1万円×6ヶ月分(4月～9月) = 6万円
 ②令和3年3月の交付請求時 月額1万円×6ヶ月分(10月～3月) = 6万円



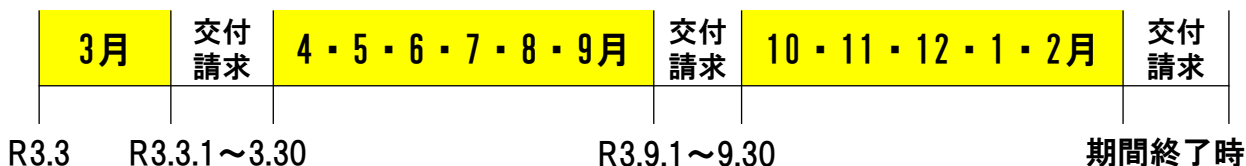
(例2) 助成額1万円で、令和2年7月に入居し、7月中に交付開始となった場合

- ①令和2年9月交付請求時 月額1万円×3ヶ月分(7月～9月) = 3万円
 ②令和3年3月の交付請求時 月額1万円×6ヶ月分(10月～3月) = 6万円
 ③期間終了時 月額1万円×3ヶ月分(4月～6月) = 3万円



(例3) 助成額1万円で、令和3年3月に入居し、3月中に交付開始となった場合

- ①令和3年3月の交付請求時 月額1万円×1ヶ月分(3月) = 1万円
 ②令和3年9月の交付請求時 月額1万円×6ヶ月分(4月～9月) = 6万円
 ③期間終了時 月額1万円×5か月分(10月～2月) = 5万円



【用語解説】

(1) 転入子育て世帯

交付申請をする日において、本市に転入し、同一世帯に中学3年生以下の者を含む世帯。

(2) 民間賃貸住宅

転入子育て世帯が自己の居住の用に供するために、賃貸借契約を締結した市内の住宅をいう。ただし、次に掲げるものは除く。

- ア 公営住宅及び雇用促進住宅
- イ 社宅、官舎、寮等の給与住宅
- ウ 借上公共賃貸住宅
- エ 申請者の1親等の親族が所有している住宅及び賃貸住宅
- オ 短期賃貸住宅(賃貸借契約の期間が1年未満の住宅をいう。)

(3) 家賃

賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいう。ただし、共益費、管理費及び駐車場使用料等、直接住宅の賃貸料とはならないものを除いた額とする。

～助成金の申請から交付までの流れ～

市内の民間賃貸住宅に入居



①助成金の交付申請（申請者→市）

「大月市転入子育て世帯家賃助成金交付申請書（様式第1号）」と以下の書類を大月市企画財政課へ提出してください。（郵送可）

- ①世帯全員の住民票の写し
- ②市税等に滞納がないことの証明書（納税証明書又は非課税証明書）
- ③賃貸借契約書の写し
- ④住宅手当が確認できる書類
- ⑤戸籍の附表の写し

③ 交付決定（市→申請者）

審査の結果、申請の内容が適当と認められた場合、交付額を決定し、「大月市転入子育て世帯家賃助成金交付決定通知書」を申請者に送付します。

（※交付決定日が助成開始月となります。）

④助成金の請求【年に2回】（交付決定者→市）

交付決定通知書を受領しましたら、年に2回の期間（第1回：9月1日～末日、第2回：翌年3月1日～末日）の間において、「大月市転入子育て世帯家賃助成金交付請求書（様式第3号）」に納税証明書を添えて、大月市企画財政課へ提出してください。（郵送可）

⑤助成金の交付（市→交付決定者）

請求書の内容を確認した上で、指定された口座に助成金を振り込みます。

※この助成金は、所得税法における雑所得に該当します。税金の申告については税務署へご相談ください。